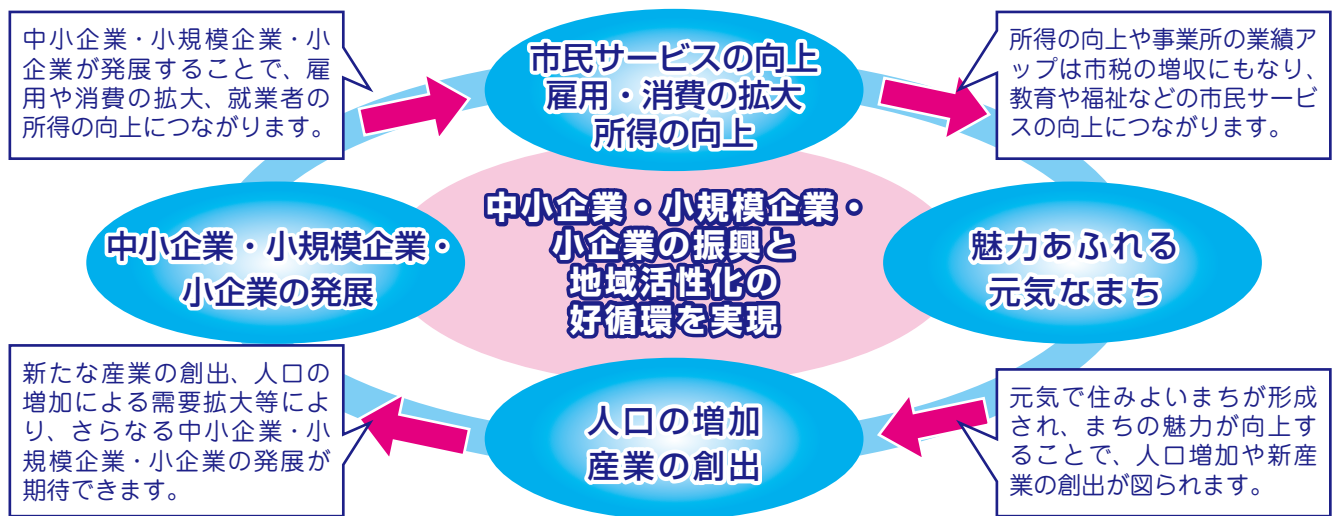


宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例が策定されました!

宜野湾市には3,566の事業所（「平成24年度経済センサス」より）があり、商業やサービス業など様々な業種がありますが、その99%が中小企業であり、またその多くが従業員数5名以下（製造業は20名以下）の小規模企業や個人経営等の小企業です。これら中小企業・小規模企業・小企業の発展は、私たちの生活と深く関わっており、地域経済や雇用を支えるだけでなく、これらが元気に発展していくことで雇用が拡大し、まちのにぎわい、市民サービスの向上という地域活性化の好循環が生まれます。

このため市では、市民、事業者、行政、商工会等の関係団体が協力して、がんばる中小企業・小規模企業・小企業を盛り上げて、まちをさらに元気にしていくために「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」を策定しました。



「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」要約

※条文等の詳細については市ホームページ（事業者向け情報「商工振興」）をご覧ください。

基本的施策(以下の取り組みを図る施策を実施)

経営の革新 創業の促進	経営基盤の強化	資金調達の円滑化	人材確保と育成	商店街の振興
観光需要の創出		地域資源の利活用	農漁業等との連携促進	大学等との連携促進

施策の実施状況を公表(毎年)

意見の反映(宜野湾市中小企業振興会議)

「宜野湾市中小企業振興会議」は、市内の商工業者や商工会等の中小企業団体の代表者、市民、学識経験者等で構成されており、事業者や市民の声、社会や経済の全体的な動き等を踏まえながら、施策の充実化を図ります。

協働して施策を推進

それぞれの役割

市 ・基本的施策の実施 ・市内中小企業者等の受注機会の増大を図る	中小・小規模・小企業者 ・経営の革新、経営基盤の強化、雇用環境の安定、人材育成、市産品の利活用に努める	商店街で事業を営む者 ・商工会への加入に努める ・商店会の実施する振興事業への応分の負担による協力	市民 ・中小企業等の振興への理解と協力 ・市産品の利活用に努める
大企業者 ・中小企業等振興への理解 ・地域経済発展に努める ・市産品の利活用に努める	商工会等の中小企業団体 ・中小企業者等の経営の向上、改善を積極的にサポート ・市の施策への協力	大学等 ・中小企業者等との連携、地域経済の振興に努める	

問合せ:産業政策課 ☎893-4411 内線449